

MEGA ドン・キホーテ富谷店の届出概要について
(法第6条第2項 変更)

資料5

- 1 届出者 日本アセットマーケティング株式会社
- 2 届出年月日 平成27年10月23日
- 3 店舗の名称 MEGA ドン・キホーテ富谷店
- 4 店舗設置者 日本アセットマーケティング株式会社
- 5 店舗所在地 黒川郡富谷町富ヶ丘1-3-22
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3,476 m²
(変更後) 2,900 m² (北海屋の部分を更地にするため)
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 189台
(変更後) 130台 (指針: 130台)
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 荷さばき施設A棟 70 m² 荷さばき施設B棟 143.3 m²
合計 213.3 m²
(変更後) 荷さばき施設① 70 m² 荷さばき施設② 15 m²
合計 85.0 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 廃棄物保管施設A棟 30.6 m³ 廃棄物保管施設B棟 40.5 m³
合計 71.1 m³
(変更後) 廃棄物保管施設① 30.6 m³ 廃棄物保管施設② 13.5 m³
合計 44.1 m³
(指針: 13.5 m³)
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後10時
(変更後) (開店時刻) 午前0時 (閉店時刻) 翌午前0時
 - (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後10時30分まで
(変更後) 24時間
 - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前7時から午後10時30分まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 7 変更する年月日 平成27年12月9日, (2) ~ (4) は平成28年6月24日

8 事務手続き等

- ・公 告 年 月 日 : 平成27年11月13日
- ・縦 覧 期 間 : 公告の日から平成28年3月14日まで (公告の日から4か月間)
- ・地 元 説 明 会 : 平成27年12月1日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 : 平成28年 2月 9日
- ・市町村等からの意見書提出期限 : 平成28年 3月14日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 : 平成28年 6月23日

■変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数 111 台
- 2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所

住民説明会の実施状況

開催日時	平成27年12月1日（火）午後6時から午後6時50分まで
開催場所	富ヶ岡公民館 会議室 富谷町富ヶ岡3-1-28
出席人数	25人

質問事項	回答内容
交通について	
出入口②の西側は住宅地であり通学路にも指定されている。来客車両の通行は避けてもらいたい。	<p>出入口②の西側が通学路であることは認識しております。主要な来退店誘導は国道4号側の出入口①と考えており、店内の掲示等により広域誘導経路を周知いたします。また開店当初は、出入口②を閉鎖することも検討しております。</p> <p>→県の意見は不要</p>
騒音について	
台原のドン・キホーテは、BGMの騒音がうるさいと近所の人から聞きました。富谷店はどうか、騒音予測に含めているのですか。	<p>店内BGMはありますが、緊急放送以外は外部に向けてBGMは流しません。よって騒音予測には含めておりません。</p> <p>→指針の対象外</p>
その他	
開店当初は閉鎖しても、その後開放した場合、夜間の町内の通行については騒音の影響が考えられます。出入口②を完全閉鎖するつもりはないのですか。また、何かの法令で2カ所開けなければならない規定はあるのですか。	<p>開店後の状況のみて対応してまいります。法令で2カ所必要という規定はありません。</p> <p>→指針の対象外</p>
駐車場は蟻集のないようにするとの説明があったが、具体的にどのようにするのですか。	<p>従業員等で定期的な巡回を行い、適宜声かけをいたします。状況により、警察とも連携し、対応いたします。</p> <p>→指針の対象外</p>
従前の南側敷地との境界はどうなるのですか。広い敷地であり、たむろするようなことはないですか。	<p>南側敷地は今回の計画外の敷地となります。立地法結審までの期間内は、利用可能となりますが、その後は南側敷地に行く通路は駐車スペースとなり、車止めを設置して通行できない形状とします。防犯面については、従業員等で定期的な巡回を行い、適宜声かけをいたします。</p> <p>→指針の対象外</p>

<p>徒歩での買い物客のために、新たに横断歩道を設置する計画はあるのか。</p>	<p>新たに横断歩道を設置する計画はありません。既存の交差点にある横断歩道を使用してもらう計画です。</p> <p style="text-align: center;">→指針の対象外</p>
<p>営業時間について、当面10時～24時とのことですが、当面とはどの程度の期間ですか。</p>	<p>ドン・キホーテはいつでもより良いものをより安くお客様に提供することをコンセプトとして利便性を高める店舗を目指しており、基本的には24時間営業可能な施設を計画しておりますが、立地の特性などを考慮して、その都度営業時間等を設定しております。現時点では富谷店は当面10時～24時の方針ですが、いつまでということについては未定です。</p> <p style="text-align: center;">→指針の対象外</p>

富谷町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
■交通について	
<p>出入口が国道4号の下りにのみ隣接するために、案内看板を設置するなど適切な誘導を行うように配慮すること。</p>	<p>駐車場出入口を示す明確な看板を設置しております。また、開店時には交通整理員による誘導に努めております。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>
■騒音について	
<p>駐車場における自動車騒音については、騒音規制法における規制基準値等に注意するとともに隣接地域へ十分配慮すること。</p>	<p>アイドリングストップや低速走行を促す看板を設置し隣接地域へ配慮してまいります。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>
■その他	
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみの減量化など適正に処理すること。</p>	<p>同法律に基づき、ごみの減量化等について適正に処理しております。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>
<p>当該届出の営業時間は24時間と記載されているが、近隣住宅への影響を考慮すると、現況の営業時間のまま営業されることも検討願いたい。</p>	<p>当面は現状の営業時間とする予定ですが、今後も引き続き近隣住宅に配慮してまいります。</p> <p style="text-align: center;">→指針の対象外</p>
<p>出入口2に関しては、地域住民の交通安全を考慮して、出入口としては利用せず、締切のまま搬入口としてのみ利用されることも検討願いたい。</p>	<p>当面の間は出入口として利用しておりませんが、地域住民から出入口開放の要望も出ているため、状況を見ながら運用を検討します。</p> <p style="text-align: center;">→県の意見は不要</p>

<p>夜間の犯罪防止のために、防犯カメラの設置など防犯対策に配慮すること。</p>	<p>店内の防犯カメラや防犯ゲートの設置、及び従業員による巡回などにより防犯対策に努めております。</p> <p>→指針の対象外</p>
-------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
■	
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	日本アセットマーケティング株式会社	
届出年月日	平成27年10月23日	
店舗名称	MEGAドン・キホーテ富谷店	
所在地	黒川郡富谷町富ヶ岡1-3-22	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	<p>平成28年4月11日に提出のあった変更届出書添付書類「(参考資料)騒音レベルの最大値計算過程【合成値あり】」における夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベル最大値の予測結果では、当該大規模小売店舗の敷地境界線において、隣接されている設備機器を一つの騒音源と捉えた予測が実施されている。これについては、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)で尊重することとされている騒音規制法の基準値を超過している。</p> <p>当該地域は、都市計画法で指定された用途地域が第一種低層住居専用地域であり、特に良好な住宅環境を保護する区域とされており、住居が隣接・連たんしている。また、当該大規模小売店舗の営業時間は24時間で、設備機器が夜間においても稼働されることから、周辺環境に影響を及ぼすことが無いよう適切な騒音対策を講じること。</p>	
附帯意見案	<p>変更届出書の添付書類の夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベル最大値の予測結果より、当該大規模小売店舗の敷地境界線において、自動車走行音について大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針で尊重することとされている騒音規制法の基準値を超過している。また住居側においても依然として、基準値を超過している状況である。</p> <p>基準値を超過している自動車走行音については、来客車両に対し、低速走行を促す看板の設置により対策を講ずることとしているが、これらの変更届出書に記載された事項を遵守すること。また、周辺地域の生活環境の保持のため、影響軽減に向けた積極的な取り組みに努めるとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、住居側に近い駐車場の北側部分について夜間の使用を制限するなどの騒音対策を講ずること。</p>	